

平成 25 年第 5 回野洲市議会定例会提出案件

1 補正予算 8 件

□議第 95 号 平成 25 年度野洲市一般会計補正予算(第 5 号)

①予算額

- ・補正前予算額 19,928,063 千円
- ・補正額 144,341 千円
- ・補正後予算額 20,072,404 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・法人市民税法人税割（現年課税分）の増額。（125,363 千円）
- ・障がい者福祉費（自立支援医療費給付費）の伸びに伴う障害者自立支援費負担金の増額。（国 2,230 千円、県 1,115 千円）
- ・補助金メニューの集約化と地域生活支援事業費（移動支援事業）の伸びに伴う障害者地域生活支援事業費補助金の増額。（国 7,275 千円、県 3,637 千円）
- ・柿ノ木原踏切における通学路整備事業に伴う社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）の決定。（国 4,037 千円）
- ・社会資本整備総合交付金の決定。（都市計画費分△14,880 千円）
- ・大豆や水稲などの新たな取り組み増に伴う環境保全型農業直接支援交付金の増額。（県 3,581 千円）
- ・滋賀県自治会館管理組合解散による財産処分配分金を計上。（1,234 千円）
- ・野洲市文化スポーツ振興事業団の解散に伴う精算金の計上。（20,978 千円）

【歳出】

- ・財政調整基金（119,000 千円）および公共施設等整備基金（100,000 千円）への積立。
- ・中里駐在所移転整備に向けた旧東消防署分署の解体設計委託料の計上。（5,865 千円）
- ・野洲駅南口周辺の市有地の境界確定のための委託料の計上。（1,648 千円）
- ・子ども・子育て関連 3 法改正に伴う新システム構築等委託料の計上。（8,400 千円）
- ・起業支援型地域雇用創造事業を活用した琵琶湖ツーリズム推進事業委託の計上。（1,086 千円）
- ・市内全域を対象とした屋外広告物の規制に係る条例制定をめざすことによる重点地区の屋外広告物調査の皆減。（△1,068 千円）
- ・市三宅妙光寺線整備事業で取得した代替地の利用見込みがなくなったことによる土地開発基金からの買戻し。（道路分 891 千円、宅地分 29,314 千円）

- ・社会資本整備総合交付金の決定による事業費の減額。(組替えを含む。)(△27,054千円)
(減額：野洲駅南口広場線、市三宅竹生線、野洲中央線、小篠原住宅道線)
(増額：市三宅小南線、8号線)
- ・給与減額支給措置及び職員の異動による人件費の精査。(△100,639千円)

□議第 96 号 平成 25 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

①予算額

- ・補正前予算額 4,867,451千円
- ・補正額 △7,946千円
- ・補正後予算額 4,859,505千円

②補正の概要

【歳入】

- ・給与減額支給措置及び職員の異動による職員給与費等繰入金の減額。(△6,656千円)
- ・特定健康診査等事業費の減額に伴う特別調整交付金の減額。(△3,402千円)

【歳出】

- ・給与減額支給措置及び職員の異動による人件費の精査。(△6,656千円)
- ・「糖尿病重症化予防指導等事業」の一部について、年度内事業量の精査による減額。(△3,402千円)
- ・人間ドック等健診費用助成金の申請件数が、当初見込みを上回って推移していることに伴う増額。(861千円)

□議第 97 号 平成 25 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)

①予算額

- ・補正前予算額 427,095千円
- ・補正額 987千円
- ・補正後予算額 428,082千円

②補正の概要

【歳入】

- ・給与減額支給措置及び職員の異動による職員給与費等繰入金の増額。(987千円)

【歳出】

- ・給与減額支給措置及び職員の異動による人件費の精査。(987千円)

□議第 98 号 平成 25 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

①予算額

- ・補正前予算額 3, 0 7 4, 2 2 7 千円
- ・補正額 Δ 1 2, 2 6 7 千円
- ・補正後予算額 3, 0 6 1, 9 6 0 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・給与減額支給措置及び職員の異動による職員給与費等繰入金の減額。(△12,476 千円)

【歳出】

- ・過年度分所得更正に伴う還付金及び還付加算金の計上。(209 千円)
- ・給与減額支給措置及び職員の異動による人件費の精査。(△12,476 千円)

□議第 99 号 平成 25 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

①予算額

- ・補正前予算額 1, 9 6 0, 3 2 6 千円
- ・補正額 3, 7 7 8 千円
- ・補正後予算額 1, 9 6 4, 1 0 4 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・給与減額支給措置及び職員の異動による繰入金の減額。(△1,157 千円)

【歳出】

- ・企業会計移行に向けた基本計画策定業務委託料を計上。(4,935 千円)
- ・給与減額支給措置及び職員の異動による人件費の精査。(△1,157 千円)

□議第 100 号 平成 25 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第 2 号)

①予算額

- ・補正前予算額 3 2, 5 7 7 千円
- ・補正額 Δ 1 0 9 千円
- ・補正後予算額 3 2, 4 6 8 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・墓地公園整備基金の利子確定による減額。(△109 千円)

【歳出】

- ・台風 18 号被害に伴うごみステーション修繕料の計上。(220 千円)

- ・人件費の精査による一般会計繰出金の増額。(73 千円)

□議第 101 号 平成 25 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第 1 号)

①予算額

- ・補正前予算額 1, 890, 087 千円
- ・補正額 Δ 2, 800 千円
- ・補正後予算額 1, 887, 287 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・利率減に伴う借換債の減額。(△2,800 千円)

【歳出】

- ・借換債利子確定に伴う不用額の減額。(△2,800 千円)

□議第 102 号 平成 25 年度野洲市水道事業会計補正予算(第 1 号)

①予算額

収益的支出

- ・補正前予算額 792, 481 千円
- ・補正額 Δ 594 千円
- ・補正後予算額 791, 887 千円

資本的支出

- ・補正前予算額 568, 499 千円
- ・補正額 Δ 735 千円
- ・補正後予算額 567, 764 千円

②補正の概要

- ・人件費の精査

2 決算認定 1 件

□議第 103 号 平成 24 年度滋賀県自治会館管理組合一般会計歳入歳出決算の認定について

3 条例の制定・改廃 7 件

□議第 104 号 野洲市新型インフルエンザ等対策本部条例

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、野洲市新型インフルエンザ等対策本部に関し、組織等の必要な事項を定める。

施行日 公布の日

□議第 105 号 野洲市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

地方自治法にて設置が定められている行政委員会の委員報酬の額について、野洲市特別職報酬等審議会の所掌事項とする改正を行う。

施行日 公布の日

□議第 106 号 野洲市税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部を改正する法律の公布及び政省令の改正に伴い、所要の改正を行う。

①概要

- ・納税義務者が市町村の区域外に転出した場合も年金収入からの特別徴収を継続することとする改正（第 47 条の 2）
- ・年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法の見直し（第 47 条の 5）
- ・公社債及び株式に係る所得課税の見直しに係る規定の整備
- ・その他の規定の削除

②施行日 平成 28 年 10 月 1 日、平成 29 年 1 月 1 日

□議第 107 号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部を改正する法律の公布及び政省令の改正に伴い、所要の改正を行う。

①概要

- ・公社債及び株式に係る所得課税の見直しに係る規定の整備
- ・その他の規定の削除

②施行日 平成 29 年 1 月 1 日

□議第 108 号 野洲市使用料条例の一部を改正する条例

野洲文化ホール（主催者控室）の料金錯誤の解消や施設間の料金区分の整合を図るため、所要の改正を行う。

①概要

- ・主催者控室（料金錯誤の解消）

【改正前】

| 区分 | | | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前午後を通じた場合 | 午後夜間を通じた場合 | 全日 |
|----|-------------|-----------|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | | 午前 9 時～ 正午 | 午後 1 時～ 午後 5 時 | 午後 6 時～ 午後 9 時 | 午前 9 時～ 午後 5 時 | 午後 1 時～ 午後 9 時 | 午前 9 時～ 午後 9 時 |
| 楽屋 | 日曜日及 び祝日 | 主催者 控室 | 300 円 | 500 円 | 900 円 | 900 円 | 1,500 円 | 1,800 円 |

【改正後】

| 区分 | | | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前午後を 通した場合 | 午後夜間を 通した場合 | 全日 |
|----|-------------|-----------|-------------|---------------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| | | | 午前9時～ 正午 | 午後1時～ 午後5時 | 午後6時～ 午後9時 | 午前9時～ 午後5時 | 午後1時～ 午後9時 | 午前9時～ 午後9時 |
| 楽屋 | 日曜日及 び祝日 | 主催者 控室 | 400円 | 800円 | 1,200円 | 1,200円 | 2,000円 | 2,400円 |

・さざなみホール（料金区分の整理）

【改正前】

(1) ホール棟

| 区分 | 午前 | 午後 | 夜間 |
|------|---------|-----------|-----------|
| | 午前9時～正午 | 午後1時～午後5時 | 午後6時～午後9時 |
| ホール | 9,000円 | 12,000円 | 15,000円 |
| 楽屋 | 500円 | 700円 | 900円 |
| ホワイエ | 2,200円 | 3,000円 | 5,000円 |

備考 野洲文化ホールの表備考の規定は、この表において準用する。

(2) 研修室棟

| 区分 | 利用時間1時間当たり |
|-----------------|------------|
| 和室、研修室、調理室、小会議室 | 375円 |
| 多目的ホール、大会議室 | 750円 |

備考

1 利用者が、多目的ホールの半面を利用するときは、この表に掲げる使用料の5割に相当する額を減額して徴収する。

2 野洲文化ホールの表備考（第3項を除く。）の規定は、この表において準用する。

【改正後】

(1) ホール等

| 区分 | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前・午後を通 した場合 | 午後・夜間を通 した場合 | 全日 |
|-----|-------------|---------------|---------------|-----------------|-----------------|---------------|
| | 午前9時～正 午 | 午後1時～午 後5時 | 午後6時～午 後9時 | 午前9時～午 後5時 | 午後1時～午 後9時 | 午前9時～午 後9時 |
| ホール | 9,000円 | 12,000円 | 15,000円 | 21,000円 | 27,000円 | 36,000円 |
| 楽屋 | 500円 | 700円 | 900円 | 1,200円 | 1,600円 | 2,100円 |

| | | | | | | |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| ホワイエ | 2,200 円 | 3,000 円 | 5,000 円 | 5,200 円 | 8,000 円 | 10,200 円 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|

備考 野洲文化ホールの表備考の規定は、この表において準用する。

(2) 会議室等

| 区分 | 利用時間 1 時間当たり |
|-----------------|--------------|
| 和室、研修室、調理室、小会議室 | 360 円 |
| 多目的ホール、大会議室 | 720 円 |

備考

- 1 利用者が、多目的ホールの半面を利用するときは、この表に掲げる使用料の 5 割に相当する額を減額して徴収する。
- 2 野洲文化ホールの表備考第 1 項及び第 3 項の規定は、この表において準用する。

②施行日

平成 26 年 1 月 1 日

口議第 109 号 野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例等の一部を改正する条例

地方税法の一部改正を受け、市税条例が改正され市税に係る延滞金の軽減措置が講じられたことに伴い、他の保険料、使用料等に係る延滞金についても同様の措置を講じるため、所要の改正を行う。

①改正条例

- (1) 野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例の一部改正
- (2) 野洲市後期高齢者医療に関する条例の一部改正
- (3) 野洲市介護保険条例の一部改正
- (4) 野洲市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正

②施行日

平成 26 年 1 月 1 日

口議第 110 号 野洲市営住宅条例の一部を改正する条例

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の成立に伴い、所要の改正を行う。

①概要

- ・ 第 9 条第 2 項第 8 号

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 → 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

②施行日

平成 26 年 1 月 3 日

4 その他 3件

□議第 111 号 市道路線の認定及び廃止について

次の市道路線を認定及び廃止することについて、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき議会の議決を求める。

- ・認定路線・・・富波野田 3 号線、馬場富波線
- ・廃止路線・・・富波野田 3 号線

□議第 112 号 滋賀県市町土地開発公社の解散について

公有地の拡大の推進に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、滋賀県市町土地開発公社は平成 26 年 3 月 31 日をもって解散するため、議会の議決を求める。

□議第 113 号 和解のあっせんの申立てについて

篠原小学校管理棟改築（建築主体）工事において発生した損害額の一部負担を滋賀県に求めることについて、京都弁護士会紛争解決センターに和解のあっせんの申立てを行うため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 相手方

滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 嘉田 由紀子

2 目的

篠原小学校管理棟改築（建築主体）工事において基礎杭芯ずれが生じたことにより行った建築基準法第 12 条第 5 項の報告に係る滋賀県の審査手続の遅れにより当工事の完成が約 2 箇月遅延し、それに伴い発生した損害額の一部負担を滋賀県に求めることについて、京都弁護士会の紛争解決センターに和解のあっせんの申立てを行う。

3 申立て先

京都府京都市中京区富小路通丸太町下ル

京都弁護士会紛争解決センター

4 支払請求に係る損害の内容

篠原小学校仮設校舎の 2 箇月分のリース料 525,000 円の一部の額 175,000 円